



2021年10月7日

各 位

会 社 名 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田島 秀二
(コード番号：7707 東証マザーズ)
問合せ先 取締役総務部長 田中 英樹
(TEL 047-303-4800 <http://www.pss.co.jp/>)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2021年10月7日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2021年11月5日（以下「本払込期日」といいます。）
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 116,700株
(3) 処 分 価 額	1株につき613円
(4) 処 分 総 額	71,537,100円
(5) 割 当 予 定 先	当社の取締役（社外取締役を除く） 5名 116,700株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年8月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式を付与する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2021年9月28日開催の当社第36回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、同総会においてご承認いただいた金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額100百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年200千株以内とすること、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年以上の期間で当社の取締役会が定める期間とすること、等につきご承認をいただいております。

本日、当社の取締役会において、当社第37期事業年度に係る譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対し、金銭報酬債権合計71,537,100円を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社自己株式116,700株を処分及び割当てることを決議いたしました。なお、各対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社業績及び当社における対象取締役の貢献度並びに職責等諸般の事項を総合的に勘案の上決定しております。また、本自己株式処分は、各対象取締役が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」といいます。）を締結することを条件として割当てることとしており、譲渡制限期間については、本制度の導入目的を勘案し3年間としております。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

本払込期日～2024年11月4日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 本譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

当社は、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位からも任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

② 譲渡制限の解除株数

①の場合に譲渡制限を解除すべき本割当株式の数は、本割当株式の数に、2021年10月から当該対象取締役が退任又は退職した日の属する月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）といたします。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、当社は本割当株式の全部を、当該退任又は退職の直後の時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点又は(3)に基づき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

(5) 株式の管理に関する定め

対象取締役は、いちよし証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座を開設し、本譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該承認の日において対象取締役が保有する本割当株式の数に、2021年10月から当該承認の日の属する月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当社が当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象取締役に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第37期事業年度分の譲渡制限付株式の付与のために支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2021年10月6日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である613円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上